

市内米軍施設の早期返還と跡地利用の推進等

(内閣府・外務省・財務省・農林水産省・国土交通省・防衛省・防衛施設庁)

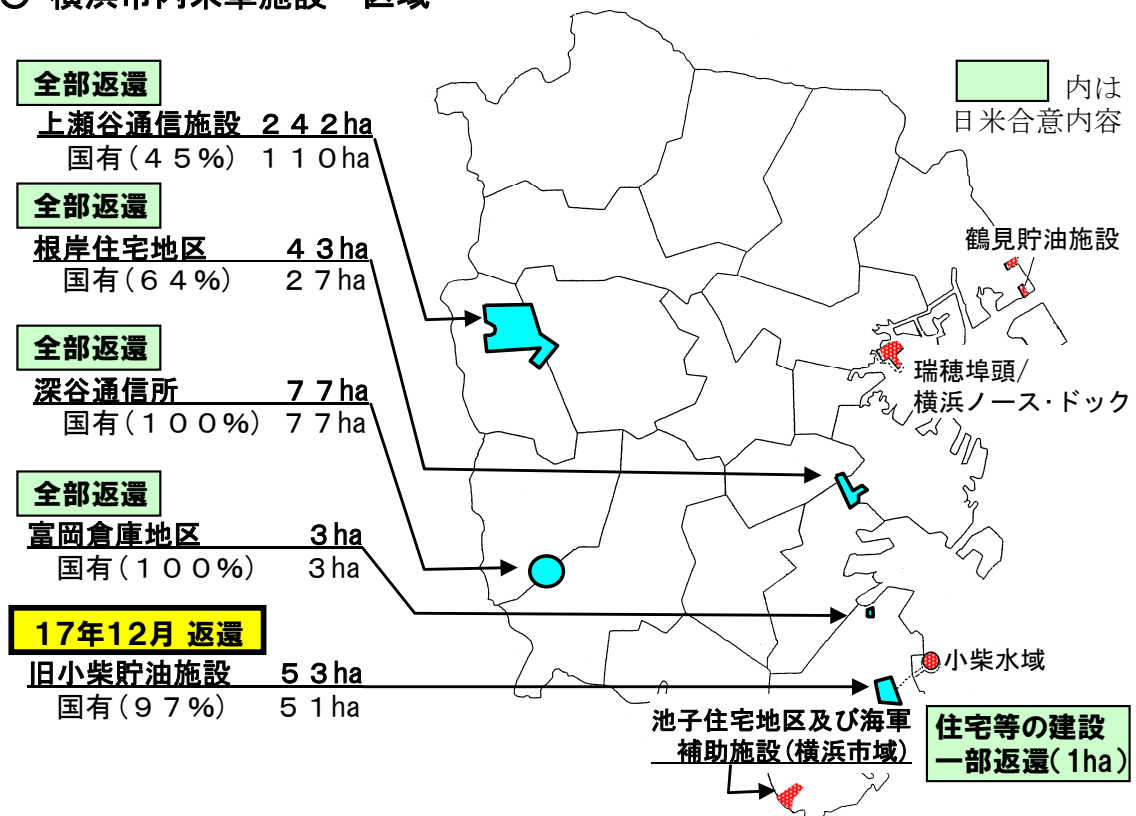
(提案・要望項目)

- 1 市内米軍施設及び区域の**早期返還の促進**
- 2 跡地利用に係る**財政上の優遇措置**及び**国事業の実施等**
- 3 住宅等建設に係る**地元への十分な配慮等**

(理由・考え方)

- ・平成16年10月に日米合同委員会は、市内米軍施設6施設を対象とした返還方針並びに池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等の建設について合意した。
- ・このうち、一部返還とされた小柴貯油施設については、平成17年12月に陸地部分全域の返還が実現した。

○ 横浜市内米軍施設・区域



- ・横浜市は、2009（平成21）年の横浜開港150周年を契機とした市内米軍施設の返還と跡地利用の推進に取り組んでいる。
- ・跡地利用にあたり、本市は、平成18年12月に中期計画並びに都市緑地法に基づく水と緑の基本計画を策定し、水・緑環境の保全・創造に返還跡地の活用を位置付けた。また、平成19年3月に米軍施設返還跡地利用行動計画を策定し、小柴貯油施設跡地における都市公園（開港150周年の森）としての整備等の取組を進めている。
- ・国は、平成18年度に返還跡地をモデルに国土施策創発調査を実施し、平成19年度は小柴貯油施設跡地において土壌調査を進めている。
- ・横浜市には、他の大都市には例のない大規模かつ広範囲に米軍施設が所在し、このことが市民生活等に大きな制約を与えてきた。跡地利用を推進していくためには、米軍施設の着実な返還とともに、市民の基地負担を考慮した関係省庁の連携協力が必要である。
- ・住宅等建設については、新たな負担や影響が及ばないように、国は地元で最大限配慮していく必要がある。

1 施設返還

- ◆ 日米政府間で返還方針が合意されている米軍施設の着実な返還とともに、深谷通信所、富岡倉庫地区、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地の早急な返還を実現すること。併せて、瑞穂ふ頭をはじめ他の施設及び区域の早期全面返還に取り組むこと。
- ◆ 返還実現までの間、周辺住民の基地負担に国として真摯に応えること。また、上瀬谷通信施設内の本市の道路整備に協力すること。
- ◆ 返還に際し、長年にわたり土地利用に制約を受けてきた民有地の所有者に十分配慮すること。さらに、米軍施設内の土地の市民利用等に関し国として適切に対応すること。
- ◆ 返還後の管理にあたり、周辺住民に不安が生じないように防犯・防火等に万全を期すとともに、国有地の暫定利用について配慮すること。

2 跡地利用

- ◆ 小柴貯油施設跡地について、速やかに土壌等の実態を明らかにし、状況に応じ、今後の利用に支障のないよう必要な処置を講ずること。
- ◆ 国有地の無償利用や公園緑地等の整備費助成など、地元の基地負担等に配慮した優遇措置の拡充を行うこと。
- ◆ 大規模国有地の返還にあたり、公園緑地や広域防災拠点等としての活用など、国事業の実施に向けた調査検討を進めること。

○ 返還財産の処分条件について (昭和54年12月理財局長通達)

施設	処分条件 (処分相手が地方公共団体の場合)
緑地・公園	処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い

○ 平成19年度基地周辺対策経費の概要等 (平成19年2月防衛施設庁)

基地周辺対策の抜本見直し (案)	
5 新たな施策の検討	<p>「防衛施設と周辺自治体との調和」といった観点から新たな施策の追求</p> <p>① 現行の環境整備法の枠組み (因果関係等) では補助できない要望に対する補助制度の検討 (法令改正も視野に入れる)</p> <p>(例) 基地が周辺地域の環境に悪影響を与えていることから、因果関係を問わず、環境に優しい施策という観点から自治体の環境行政 (水環境・緑・景観の保全、廃棄物の適切な処理等) を支援</p>

3 住宅等建設

- ◆ 周辺住民をはじめ市民に対して的確に情報提供を行うこと。また、地元要望に最大限配慮すること。
- ◆ 関係法令等を遵守するとともに、自然環境の保全、周辺地域への影響に十分配慮すること。
- ◆ 返還方針が合意されている飛び地の跡地利用や周辺の道路整備など、地域のまちづくりに積極的に協力すること。